

<報告（４）>

■ 栃木県国民健康保険運営方針（第３期）（案）について

1 趣旨

- ・ 県と市町が一体となり、国民健康保険の安定的な財政運営・広域的及び効率的な運営の推進を図るための統一的な方針とするものです。

2 対象期間

- ・ 令和 6(2024)年 4 月 1 日から令和 12(2030)年 3 月 31 日まで（6 年間）

3 計画の構成

- ・ 第 1 章 基本的事項
- ・ 第 2 章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・ 第 3 章 市町における保険税の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- ・ 第 4 章 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項
- ・ 第 5 章 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
- ・ 第 6 章 国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項
- ・ 第 7 章 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ・ 第 8 章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- ・ 第 9 章 第 3 章～第 8 章に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

4 スケジュール

- (1) 令和 5(2023)年 9 月 20 日～10 月 20 日：パブリックコメントの実施
- (2) 令和 5(2023)年 11 月：国民健康保険法に基づく市町への意見聴取
- (3) 令和 5(2023)年 12 月 1 日：回栃木県国民健康保険運営協議会からの答申
- (4) 令和 5(2023)年 12 月：栃木県国民健康保険運営方針（第 3 期）決定